

佐賀県告示第 234 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 13 条第 1 項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定し、令和 6 年 11 月 7 日から施行する。

令和 6 年 11 月 6 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「RivaRiva Gay Under Fuck」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (2) 次の写真に示すとおり、被包に「テクニシャン NTR 人形」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (3) 次の写真に示すとおり、被包に「極 CHIKUBI カウパー」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (4) 次の写真に示すとおり、被包に「無限 4545 ∞」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (5) 次の写真に示すとおり、被包に「爆汁ウェポン」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (6) 次の写真に示すとおり、被包に「TOKOROTEN トコロテン BOOSTER」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (7) 次の写真に示すとおり、被包に「Science ANAL」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (8) 次の写真に示すとおり、被包に「ANAL SPA」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (9) 次の写真に示すとおり、被包に「Super 072 MONSTER」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

- (10) 次の写真に示すとおり、被包に「ギガムチ GIGA MUCHI」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (11) 次の写真に示すとおり、被包に「僕たちのオモチャ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (12) 次の写真に示すとおり、被包に「GAY MILK」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (13) 次の写真に示すとおり、被包に「KATANA 一刀両断」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (14) 次の写真に示すとおり、被包に「HELL BREATH Hymn of Outlaws」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (15) 次の写真に示すとおり、被包に「DIAMOND 牙鬼 GAKI」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (16) 次の写真に示すとおり、被包に「LIQUID THE Ultra Voltage Hazy」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (17) 次の写真に示すとおり、被包に「912 STEALTH」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (18) 次の写真に示すとおり、被包に「REDS DRY」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (19) 次の写真に示すとおり、被包に「メスイク 19」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (20) 次の写真に示すとおり、被包に「感度 3000 龍王 -RUO-」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (21) 次の写真に示すとおり、被包に「YAMAN SHAMAN」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

- (22) 次の写真に示すとおり、被包に「Master FOG」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (23) 次の写真に示すとおり、被包に「悩殺ヨガリ MAX」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (24) 次の写真に示すとおり、被包に「OMEKO SUPER H」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (25) 次の写真に示すとおり、被包に「ESTD 2011 MURA MURA MAXIM むらむらマキシム」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (26) 次の写真に示すとおり、被包に「SEX MACHINE」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (27) 次の写真に示すとおり、被包に「hole in love」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (28) 次の写真に示すとおり、被包に「PLAY GIRL EX」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

（「次の写真」は、省略し、その写真を佐賀県健康福祉部薬務課に備え置いて、及び佐賀県ホームページにおいて縦覧に供する。）

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、吸入、摂取その他の方法により身体に使用されるおそれがあると認められるため